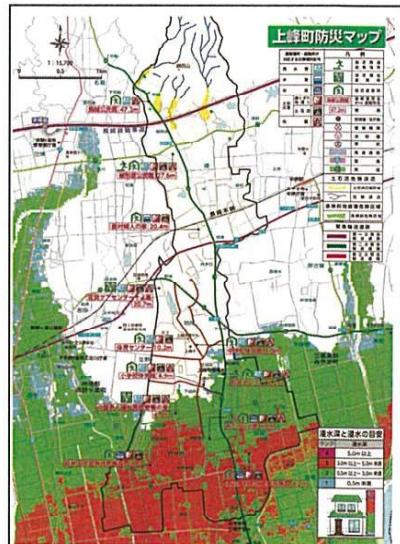


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
①地域の概要・立地	
<p>上峰町は、佐賀県東部のほぼ中央部に位置し、北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能な標高差約50メートルの北高南低の地形となっている。町の北西側は吉野ヶ里町、東南側はみやき町に隣接し、面積は12.80km²、総人口9,653人（男4,669人女4,984人）世帯数3,745世帯（令和2年12月末日現在外国人含む）である。地質的には、北部から深性花崗岩地帯、洪積層及び南部平坦地の沖積層とにわかれており、南部平坦地は肥沃な土壤に恵まれている。河川は、脊振山系に源を発した井柳川、切通川などが低平地を流れており、有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である。本町の山地丘陵の占める割合は5分の1程度であり、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が鳥越、屋形原地域に集中している。</p>	
②想定される災害リスク	
(洪水：上峰町防災マップ)	
<p>当町の防災マップによると、当会が立地する町中心部は浸水想定が0.5mから3m未満の地域であり、地域の標高は8mである。当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。令和元年8月27日に発生した佐賀豪雨では、県内全で大雨特別警報が発表され、当町においても浸水被害が発生した。</p>	
(土砂災害：上峰町防災マップ)	
<p>当町の防災マップによると、当会が立地する地域の山地丘陵には土石流危険渓流、急傾斜崩壊危険箇所があり、土砂災害危険リスクが高い地域となっている。</p>	
(地震：J-SHIS)	
<p>当町の地震ハザードマップステーションによると、当会が立地する地域は地震時の表層地盤のゆれやすさが「中程度」の地域とされており、地震ハザードマップステーションの防災地図によると震度5強の地震が当会が位置するエリアを中心に今後50年間で10%程度の確率で発生するといわれている。県内及び周辺地域の活断層で本市に震度6強以上の被害をもたらす活断層は、佐賀平野北縁断層帶・水縄断層帶・日向峠-小笠木峠断層帶などが想定される。</p>	
(感染症)	
<p>新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p>	



<上峰町防災マップ>

(その他)

当町は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月、9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したもののが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強く、過去においてたびたび被害を受けている。

大雪被害として、2016年、1月24日から25日にかけて県内全域で大雪となり、当町に大雪警報が発表された。大雪や低温の影響により、市内小中学校の休校、水道管の破裂破裂、高速道路や山間部の通行止め等の被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 215社
- ・小規模事業者数 147社

【内訳】

令和2年4月1日現在

		商 工 業 者 数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	48	43	町内に広く分布
	製造業	37	21	〃
	卸・小売業	40	23	坊所に多い
	飲食店・宿泊業	17	14	〃
	サービス業	45	31	〃
	その他	28	15	
	合 計	215	147	

(3) これまでの取組

1) 上峰町の取組

- ・上峰町地域防災計画の策定（令和2年9月）
- ・上峰町国土強靭化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・防災備品の備蓄
- ・防災マップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム（ニアラート）・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS（フェイスブック等）・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備
- ・上峰町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 上峰町商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、上峰町商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るために、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

上峰町商工会と上峰町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、上峰町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。
- ・会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 事業継続計画の作成

- ・令和元年4月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に上峰町商工会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に応える体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者B C P等取組状況を確認する。
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う
(電話だけでなく、S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する)。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

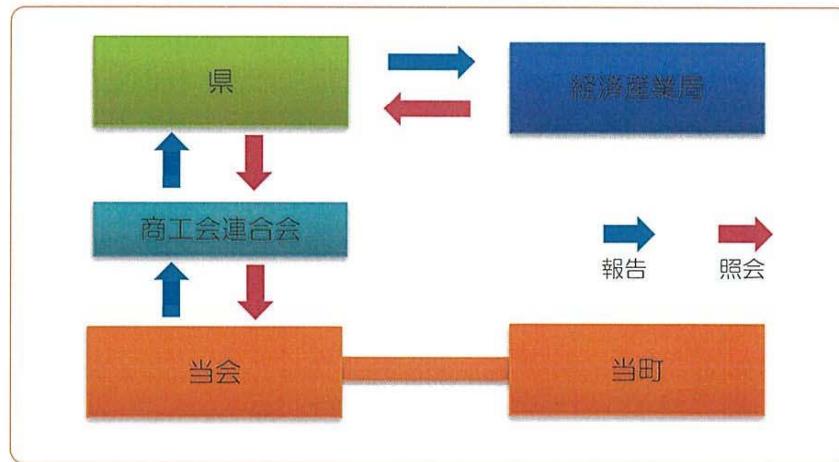
期 間	共 有 頻 度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する。
2ヶ月～3ヶ月	2週間に1回共有する。
3ヶ月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・上峰町新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当町で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当会と当町で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談

窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・当会、当市で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
- ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和3年1月現在)
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 [REDACTED] (連絡先は後述(3)①参照)	
	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 上峰町商工会 TEL：0952-52-9505 / FAX：0952-52-9569 E-mail：kamimine@sashoren.or.jp (代表)	
②関係市町 上峰町役場 産業課 〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383番地1 TEL：0952-52-2181 / FAX：0952-52-4935 E-mail：sangyou@town.kamimine.lg.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	220	170	120	120	120
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・通信費	10	10	10	10	10
・防災・感染症対策費	150	100	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、上峰町補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
<p>※（別表2）に連携の記載があっても本紙の提出は必須ではない。 本紙に記載する場合は、連携機関に記載することを確認する必要がある。 本紙に記載すると、連携機関は本事業に係る法的義務を担うこととなる。</p>	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
連携体制図等	
①	
②	
③	